

北本市庁舎ホール使用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市庁舎のホール（以下「ホール」という。）の使用手続及び行政財産の使用料に関する条例（昭和57年条例第2号）に基づくホールの使用料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用日)

第2条 ホールは、次に掲げる日を除き、使用することができる。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 第3土曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用時間)

第3条 ホールの使用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用期間)

第4条 ホールを引き続いて使用することができる期間は、6日を限度とする。

(使用対象者等)

第5条 ホールを使用できる者は、次に掲げる団体とする。

(1) 北本市文化団体連合会（加盟団体を含む。）

(2) 団体の構成員に市民が過半数を占めると認められる芸術文化団体であつて、市長が適当と認めるもの

2 ホールは、前項各号に掲げる団体が、芸術文化活動に係る作品等の展示に供する場合に限り使用することができる。

(使用許可の申請等)

第6条 ホールを使用しようとする者は、北本市庁舎ホール使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理し、その内容を審査し、適当と認めるときは、許可するものとする。この場合において、ホールの

管理上必要と認めるときは、当該許可に条件を付することができる。

- 3 前項の許可を受けた者（以下「使用権利者」という。）は、ホールの使用に当たっては、許可書を受付に提示し、職員の指示に従わなければならない。

（使用許可の変更）

第7条 使用権利者が前条第2項の許可に関する事項を変更しようとするときは、速やかに北本市庁舎ホール使用許可変更申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書を受理し、その内容を審査し、適当と認めるときは、許可するものとする。

（申請の受付）

第8条 ホールの使用の申請の受付は、使用しようとする日（引き続いて使用する場合にあってはその初日）の6か月前からとする。

- 2 ホールの使用の申請の受付事務を取り扱わない日は、北本市の休日を定める条例（平成3年条例第16号）に定める市の休日とする。

- 3 受付時間は、午前8時45分から午後4時30分までとする。

（使用権の譲渡等の禁止）

第9条 使用権利者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（禁止行為）

第10条 ホールの使用者は、ホールにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 入場料の徴収又は物品の宣伝若しくは販売その他これらに類する行為
- (2) 所定の場所以外で印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示する行為
- (3) 他人に危害を加え、若しくは迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれのある行為
- (4) 政治活動及び宗教活動に関する行為
- (5) 施設等を損傷し、若しくは汚損し、又はこれらのおそれのある行為

(6) 前各号に掲げるもののほか、ホールの管理運営上支障があると認められる行為

(許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可事項を変更し、許可を取り消し、又は使用の中止若しくは退場を命ずることができる。

(1) 市が行う事務事業又は市が主催若しくは共催する催しを実施されるとき。

(2) 使用権利者が許可の目的又は条件に違反したとき。

(3) 使用権利者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(4) 使用権利者が前条各号に掲げる禁止行為をし、又はこの規則に基づく市長の指示に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、ホールの管理運営上必要があるとき。

2 市長は、使用権利者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第12条 ホールの使用料は、日額5,100円（午前8時30分から正午まで使用する場合にあっては日額2,100円、午後0時15分から午後5時15分まで使用する場合にあっては日額3,000円）とする。ただし、ホールの一部を使用する場合は、ホールの使用面積に応じ、当該使用料を按分して得た額とする。

2 前項の使用料は、使用の許可を受ける際に納付しなければならない。

(原状回復)

第13条 使用権利者は、ホールの施設等の使用を終わったときは、速やかに当該施設等を原状に復ししなければならない。第11条第1項の処分を受けたときも同様とする。

(損害賠償)

第14条 ホールの使用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その使用中に施設若しくは設備を損傷し、又は備品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、ホールの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(北本市庁舎管理規則の一部改正)

2 北本市庁舎管理規則（昭和48年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第8条中「何人も」の次に「、法令その他別に定めがある場合のほか」を加える。

3 行政財産使用規則（昭和57年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第14条 北本市庁舎のホールの使用手続及び使用料の徴収に関しては、この規則は、適用しない。

様式第 1 号（第 6 条関係）

北本市庁舎ホール使用許可申請書

年 月 日

（宛先）北本市長

申請者	住 所	
	氏 名	
	団 体 名	
	代 表 者 氏 名	
	電 話 番 号	()

次のとおり北本市庁舎のホールを使用したいので申請します。

使 用 日	年 月 日 () ☐ 午前 ☐ 午後 から 年 月 日 () ☐ 午前 ☐ 午後 まで			
使 用 目 的				
使 用 内 容				
使 用 区 分	☐ A ☐ B ☐ A・B ☐ A・B・C			
備 品 の 使用の有無	☐ 有 () ☐ 無			
	午 前	午 後	全 日	合 計
使 用 料	円	円	円	円

※ 太線内だけ記入してください。

伺 い	年 月 日					
決 裁	年 月 日					
許 可	年 月 日					
受 付 番 号						

様式第 2 号（第 7 条関係）

北本市庁舎ホール使用許可変更申請書

年 月 日

（宛先）北本市長

申請者	住 所	
	氏 名	
	団 体 名	
	代 表 者 氏 名	
	電 話 番 号	()

次のとおり北本市庁舎のホールの使用を変更したいので申請します。

使用許可日 及び受付番号	年 月 日 ・	
変更する事項	変 更 前	変 更 後
変更する理由		

※ 太線内だけ記入してください。

※ 使用許可書を添付してください。

伺 い 年 月 日						
決 裁 年 月 日						
許 可 年 月 日						
受 付 番 号						